

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第一百十八号）を廃止する規則
（令和二年二月二十一日規則第九十三号）

難民認定法律援助基金に関する規則（規則第一百十八号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による廃止前の難民認定法律援助基金に関する規則（規則第一百十八号）第二条に規定する難民認定法律援助基金に関する特別会計の資産及び負債は、その時において一般会計に引き継がれるものとする。